標題 :会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法の改正案について

発信番号:自治労情報2023第0035号

発信日付:2023年3月6日

宛先(団体):

宛先 : 各県本部委員長様

送信者(団体):全日本自治団体労働組合 送信者:中央執行委員長:川本 淳

政府は3月3日に、地方自治法の一部を改正する法律案を国会に提出しました。

今改正により、©地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等、©会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給、③公金事務の私人への委託に関する制度の見直しがはかられることになります。

会計年度任用職員に対する勤勉手当支給については、地方自治法第203条の2第4項の改正により、パートタイム会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加する形で規定されました。この規定に関する施行期日は2024年4月1日となっています。

添付ファイル:

01概要.pdf

02要綱.pdf

03法律案·理由.pdf

04新旧対照表.pdf

05参照条文.pdf